

[事案 2020-293] 新契約無効請求

・令和 3 年 7 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 12 月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 老後の資産形成にぴったりの保険と説明されたが、NISA や iDeCo などの他の商品との比較がなかった。また、本契約以外の保険の提案がなかった。
- (2) 自分は単身者のため死亡保険は不要と伝えており、本契約はこの目的に合っていない。
- (3) 投資の知識が乏しいと伝えたのに、特別勘定繰入割合の変更を自分で行わなくてはならない商品であった。
- (4) これまでの実績から、本契約は長期の運用であれば 7%から 8%の運用が可能だと強調され、満期時に 1,000 万円を狙えると説明されており、元本割れのリスクの説明が不適切であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約の他にも申立人のニーズを踏まえて複数の商品を提案している。
- (2) 運用リスクと本契約の内容については、募集資料に則った説明をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申込書、変額保険申込時確認書および意向確認書の控えを申立人に交付しているが、いずれの控えも申込日または確認日の記載がなされておらず、また、申込書の控えは、死亡保険金受取人の欄、特別勘定繰入割合指定の欄などに記載がなされていない。こうした記載漏れの中でも、申込書の申込日は、クーリング・オフ期間の起算日を明らかにするのに必要な情報であり、その記載漏れは看過できない。
- (2) また、変額保険申込時確認書に記載された保険料の原資に係る記載は明らかに誤っており、募集人は見逃していた。